平成31年横瀬町農業委員会第5回総会議事録

- 1. 開催日時 平成31年4月25日(木)午前10時から10時35分
- 2. 開催場所 横瀬町役場
- 3. 出席委員(10人)

会長	2番	町	田	恒	夫
会長職務代理者	7番	富	田	哲	夫
農業委員	1番	加	藤	虎	三
	3番	町	田	幸	弘
	4番	町	田		多
	5番	佐	野	貞	行
	6番	小	室	寿	徳
	8番	小	泉	茂	樹
	9番	若	林	想-	一郎
	10番	武	藤	量	司
農地利用最適化推進委員	第1	平	沼	敏	明
	第 2	荒	船公	敏	明

- 4. 欠席委員(なし)
- 5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 議案第 9号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件

第3 石 黒 夢 積

- 第4 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 第5 議案第11号 農用地利用集積計画の決定に関する件
- 第6 議案第12号 農用地利用配分計画の意見に関する件
- 6. 農業委員会事務局職員

事務局長赤岩利行書記町田勝一小俣敏孝

7. 会議の概要

議 長 それでは、総会のほう進めさせていただきます。本日は、委員全員の方 に出席をいただいております。会議規則第6条の規定による定足数に達し ておりますので、ただいまから平成31年第5回農業委員会を開会いたしま す

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例により議長よりご指名を申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

4番、町田多委員、5番、佐野貞行委員のご両名にお願いいたします。 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件、議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件、議案第11号 農用地利用集積計画の決定に関する件、議案第12号 農用地利用配分計画の意見に関する件です。

会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第9号番号1 農地法第4条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第9号番号1について、事務局の説明を求めます。よろしくお願い します。

事務局 議案第9号番号1についてご説明いたします。

議案第9号番号1の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は畑、現況地目も畑で、計画面積は198平方メートルです。申請者は、議案書にございますとおり横瀬町在住の方です。申請理由は、住宅用地であります。

1枚めくっていただきまして、案内図1で場所についてご説明いたします。申請地の場所は、この地図の中ほどの赤色で示した場所になります。 具体的な場所ですが、川東14区にありますやおよしから北方向に約230メー トルのところが申請地になります。この農地について、住宅用地に転用したい申請でございます。農地区分は、周辺に住宅が散在している区域であることから、第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議 長 ありがとうございました。事務局の説明を終了いたします。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の平沼推進委員、お願いいたします。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第9号番号1 について、担当推進委員として所見を申し上げます。

> 去る4月22日、補助農業委員の佐野委員と同行し、現地及び申請図書の 確認をいたしました。

> 事務局の説明にもあったとおり、現地は、県道を行きますと、秩父市境、 横瀬町境の大崩沢がありますが、その手前の道路をちょっと入ったところ です。もとは宅地だったということもありまして、特に周りの農地への影響は少ないと思われますので、皆様のご審議のほどよろしくお願いしたい と思います。

以上です。

議 長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員、5番、佐野委員、お願いいたします。

佐野委員 〇〇〇〇さんのほうから宅地申請ということで、横瀬拾四番、地番〇〇〇〇〇、登記簿としては畑で、面積198平米。宅地としての申請ありまして、現地確認したところ、以前宅地だったということで、問題はないと思います。

以上です。

議 長 ありがとうございました。担当委員の所見を終了いたします。

続きまして、質疑に移ります。ご意見ございましたら、ここで質疑を求めたいと思います。いかがですか。

[[なし]]

議 長 なしという声をいただきました。質疑なしと認めます。

お諮りします。上程中の議案第9号番号1につきましては、許可相当と することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔举手全員〕

議 長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第9号番号1 農地法第4条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

続きまして、議案第9号番号2 農地法第4条の規定による許可申請に 関する件を議題といたします。

議案第9号番号2について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第9号番号2についてご説明いたします。

議案第9号番号2の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は畑、現況地目は宅地で、計画面積は265平方メートルです。申請者は、議案書にございますとおり横瀬町在住の方です。申請理由は、住宅用地であります。

2枚めくっていただきまして、案内図2で場所について説明いたします。 申請地の場所は、この地図の中ほどの赤色で示した場所になります。具体 的な場所ですが、苅米5区にあります札所七番法長寺から、北東方向に約 170メートルのところが申請地になります。

なお、本件におきましては、住宅の建設を検討したところ、土地を改めて調査したところ、申請地が農地であり、無許可転用であったことが判明したとのことです。今後も申請地を住宅敷地として使用したいため、始末書を付して農地転用申請に至ったとのことであります。この農地については、住宅用地に転用したいという申請でございます。農地区分は、周辺に住宅が散在している区域であることから、第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議 長 事務局の説明を終了いたします。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の平沼推進委員、よろしくお願いします。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第9号番号2 について、担当推進委員として所見を申し上げます。

去る4月22日、補助農業委員の若林委員と同行し、現地及び申請図書の確認をいたしました。事務局の説明にもあったとおりでございますが、現在も住宅が建っているということなので、周辺農地等への影響は少ないと思われます。皆さんのご審議をよろしくお願いします。

以上です。

議 長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の9番、若林委員、お願いいたします。

若 林 委 員 当該地についての説明をさせていただきます。

先ほど事務局及び平沼委員の説明のとおり、当該地につきましては、始末書にあるとおり、農地法を十分に理解していなかったということでありまして、昭和56年に都市計画法が施行されて、それから建築確認をしないと、家ができないということがありましたので、これが表明したわけでございまして、特に始末書のとおりでよろしいかと思います。

以上です。

議 長 以上で担当委員の所見を終了いたします。

続きまして、質疑に移ります。

質疑ございませんか。ご意見ありましたらお願いいたします。

[「なし」]

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。上程中の議案第9号番号2につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[举手全員]

議 長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第9号番号2 農地法第4条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することを決定いたしました。ありがとうございました。

続きまして、日程第4、議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第10号につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第10号についてご説明いたします。

議案第10号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は畑、現況地目は雑種地で、計画面積は392平方メートルのうち110.2平方メートルです。

譲受人は、議案書にございますとおり熊谷市に所在する建設業の法人で、 譲渡人は、議案書のございますとおり町内在住の方であります。申請理由 は、一時転用(駐車場)で、権利の種類は賃借権の設定となっております。

1 枚めくっていただきまして、案内図3で場所についてご説明いたします。申請の場所は、この地図の中ほどにあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、6 区にあります札所九番明智寺から南西方向

に約190メートルのところが申請地になります。この農地について、賃借権の設定をして、一時転用(駐車場)に転用したい申請でございます。

なお、本件につきましては、集合住宅の建設を建築するに当たり、近隣 農地に鉄板を敷いて駐車場に使用していることが、去る3月の農地パトロ ールにより、無許可転用であることが判明し、事務局において指導し、始 末書を付して本件の申請に至ったわけでございます。

農地区分は、申請地が第1種住居区域であることから第3種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議 長 ありがとうございました。事務局の説明を終了いたします。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の荒舩推進委員、お願いいたします。

荒舩推進委員 農地利用最適化推進委員の荒舩です。ただいま上程されました議案第 10号番号1については、担当推進委員として事務局から議案資料をお預か りしましたので、農地転用許可申請第5条並びに添付書類を精査し、去る 22日の月曜日に補助委員加藤虎三委員と同行し、現地調査を9時20分から 行いましたので、所見を述べさせていただきます。

本案件が事務局から上程されるに当たり、非常に苦労したことと思いま す。申請地は、札所九番の南西約200メートルのところにあり、平成31年1 月22日に農転許可を受けて、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が新築工事を受託 した2階建ての集合住宅6世帯の工事を1月25日より開始するとともに、 工事車両専用の駐車場として工事完了予定の5月末日までの期間、賃貸借 契約を締結し、地主の○○○○氏と締結して、工事車両の駐車場として使 用していたが、農地の巡回パトロール時に新築工事現場の東方約40メート ルの町道沿いに約34坪に鉄板を敷き詰め、工事車両専用の駐車場、登記地 目は農地であります。として使用していることが農地法に抵触するとの指 導を受けたことにより、農地の地権者と農地法違反を是正するため、農地 法第5条の共同申請をするに至ったもので、農地法第5条は相互申請の原 則があることから、農地地権者の○○宅に赴き、賃貸借契約の閲覧をさせ ていただきたく赴きましたが、不在で賃貸借契約の閲覧はできませんでし た。なお、工事完了後に一時転用した仮設駐車の原状の回復は、敷き詰め た鉄板を取り除くことにより可能であるので、申請地周辺の農地への影響 は少ないと考えられますので、委員皆様のご審議のほどよろしくお願いい

たします。

以上でございます。

議 長 ありがとうございました。担当委員の説明を終わります。

続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員、1番、加藤委員、お願いいたします。

加藤委員 1番、加藤です。ただいま荒舩委員のほうから説明のとおり、全部言ってもらったので、何も言うことはございません。よろしくお願いします。

議 長 補助委員の説明を終了いたします。

ここで質疑を求めます。質疑ございませんか。

[「なし」]

議 長 それでは、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。上程中の議案第10号につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[举手全員]

議 長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件に つきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することを決定 いたしました。

続きまして、日程第5、議案第11号 農用地利用集積計画の決定に関する件を議題といたします。

議案第11号につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第11号についてご説明いたします。

農用地利用集積計画を作成するに当たり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を経て定める必要があります。 農用地利用集積計画に係る事業につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地中間管理機構ですが、埼玉県では公益社団法人埼玉県農林公社が指定されております。その公社が借受人となって、農用地利用集積計画は、横瀬町では初めての事業となります。農地中間管理機構の役割につきましては、空き農地を農業の担い手の要望に合わせた規模の拡大、農地の団地集積や集約などを行うことになります。

農業経営強化基盤促進法第18条の規定による農用地利用集積計画につきましてご説明いたします。

議案第11号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台

帳地目は田、現況地目は畑で、面積は809平方メートルです。借受人は、議 案書にございますとおり行田市に所在する公益社団法人埼玉県農林公社で、 貸付人は、議案書にございますとおり町内在住の方であります。

1枚めくっていただきまして、案内図4で場所についてご説明いたします。農用地利用集積計画の場所は、この地図の右ほどにあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、5区にあります県営住宅から東方向に約200メートルのところが農用地利用集積計画地になります。貸付人が規模縮小することから農地中間管理事業を活用し、埼玉県秩父農林振興センター、横瀬町、埼玉県農林公社の3者で、本年2月上旬から地権者に事業説明を行うとともに事業への同意について確認を行ってまいりました。借受人でありますが、農地中間管理機構の公益社団法人埼玉県農林公社であります。利用権設置期間は、平成31年7月1日から平成41年6月30日までの10年間になります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議 長 事務局の説明を終了いたします。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の平沼推進委員、お願いいたします。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第11号について、担当推進委員として所見を申し上げます。

去る4月22日、補助農業委員の若林委員と同行し、現地及び申請図書の確認をしました。現地は、事務局の説明にもあったとおり、ちょうど苅米の県営住宅、それから東のほうへ200メートルということで、現地を見ると、農道より一段下がったところに、台帳では田んぼがありますが、現況は畑ということであります。特に、横瀬にとっては初めての中間管理事業になる訳ですが、非常にいいことだと思います。特に周辺農地に影響とか、そういうことはないと思いますので、委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 ありがとうございました。担当委員の説明を終了いたします。 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の9番、若林委員、お願いします。

若 林 委 員 補助委員の若林でございます。ただいま事務局の説明等勘案しまして、 今後、少子高齢化の進展とともに遊休農地がますます拡大すると思われま すので、農地の有効利用の推進のために適当な事業と思われますので、よ ろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 ありがとうございました。補助委員の説明を終了いたします。

続いて、質疑に入ります。いかがでしょうか。

[「なし」]

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第11号につきましては、決定すること に賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔举手全員〕

議 長 全員賛成です。

よって、議案第11号 農用地利用集積計画を決定に関する件につきましては、決定とすることに決定いたしました。

日程第6、議案第12号 農用地利用配分計画の意見に関する件については、会議規則第11条の規定により退席をいたしますので、会長職務代理者 冨田委員に議長をお願いいたします。よろしくお願いします。

[議長交代]

[2番町田恒夫委員 退室]

議長をかわりました。

日程第6、議案第12号 農用地利用配分計画の意見に関する件を議題といたします。

議案第12号について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第12号についてご説明いたします。

議案第12号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は田、現況地目は畑で、面積は809平方メートルです。借受人は、議案書にございますとおり町内に所在する農地所有適格法人で、貸付人は、議案書にございますとおり行田市に所在する公益社団法人埼玉県農林公社であります。

1枚めくっていただきまして、案内図5で場所についてご説明いたします。農用地利用配分計画の場所は、この地図の右ほどにあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、5区にあります県営住宅から東方向に約200メートルのところが農用地利用配分計画地になります。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づくもので、これまでの間、埼玉県秩父農林振興センター、横瀬町、埼玉県農林公

社と応募してきた先ほどの担い手との調整を行い、その内容が適切と判断され、町長から農業委員会の意見を求められたことによるものでございます。

議案第11号で説明いたしました農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、埼玉県農林公社が担い手農家を募集しておりましたが、町内に所在する農地所有適格法人に利用配分する計画を立てたものです。ブドウを栽培する予定です。権利設定期間は平成31年7月1日から平成41年6月30日までの10年間になります。

なお、栽培することによる周辺への影響については、現在と同様に問題 ないものと考えております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議 長 事務局の説明を終了いたしました。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の平沼推進委員、お願いいたします。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第12号について、担当推進委員として所見を申し上げます。

去る4月22日、補助農業委員の若林委員と同行し、現地及び申請図書の確認をしました。事務局の説明がありましたとおり、特に近隣農地への影響というのはないと思います。皆様、ご審議のほどよろしくお願いします。

以上です。 議 長 ありがとうございました。

続きまして、補助委員、9番、若林委員、お願いいたします。

若 林 委 員 9番、補助委員の若林でございます。

ただいまの説明のとおり、農地の有効利用の推進のため、当事業につきましては適当と思われますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

議 長 ありがとうございました。以上で担当委員の所見を終了いたします。 引き続きまして、質疑に移ります。質疑、ご意見ございましたら挙手を お願い申し上げます。

[[なし]]

議 長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

お諮りいたします。上程中の議案第12号につきましては、意見なしとすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[举手全員]

議 長 ありがとうございます。全員賛成ということです。

よって、議案第12号 農用地利用配分計画の意見に関する件につきましては、意見なしということに決定いたしました。

[2番町田恒夫委員 入室着席]

議 長 町田会長に報告申し上げます。

ただいま皆さんに審議をいただきましたところ、議案第12号につきましては、全員賛成ということで、意見なしということに決定いたしましたので、ご報告を申し上げます。

以上をもちまして議長の任をおろさせていただきます。ありがとうございました。

〔議長交代〕

議 長 ありがとうございました。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りいたします。会議中の発言に際しまして、不適当あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。

これをもちまして閉会とさせていただきます。大変ありがとうございました。

(午前10時35分)